

令和6年度 建設工事に係る入札・契約制度の改正について(令和6年4月改正)

適正価格での契約の一層の推進を図り、公共工事の品質と建設事業者の健全な経営環境を確保するため、建設工事に係る入札・契約制度を次のとおり改正します。

1. 総合評価競争入札案件における配置技術者の途中交代

□配置技術者の途中交代

総合評価競争入札では、落札者決定以前に配置予定技術者の評価点等を審査しており、配置予定技術者以外の者への交代は、入札（審査）結果を変えてしまう恐れがあることから厳しく制限を行っていますが、令和6年4月1日以降に入札公告を行う総合評価競争入札案件について、途中交代を認める要件を次のとおりとします。ただし、入札公告に定めのある場合、入札公告を優先します。

【総合評価競争入札案件における配置技術者の途中交代】

[改正前]

原則、認められません。

ただし、次のいずれかの要件を満たす場合のみ途中交代を認める場合があります。

- (1) 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合
- (2) 途中交代後の配置技術者の評価点が、途中交代前の配置予定技術者の評価点以上の場合



[改正後]

工場から現地へ工事の現場が移行する時、且つ入札参加資格申請時に届け出のある配置予定技術者に交代する場合以外は原則認められません。

ただし、次のいずれかの要件を満たし、且つ途中交代後の配置技術者の評価点が、途中交代前の配置予定技術者の評価点以上の場合に途中交代を認める場合があります。

- (1) 監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合
- (2) 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合（※主に工期延長を想定）

なお、入札公告に定めのある場合は、入札公告を優先します。

2. 入札方式の見直し

□入札方式の見直し

令和5年度末現在、予定価格が1千万円以上となる入札案件を一般競争入札の対象としておりますが、令和6年4月1日以降に入札公告を行う案件から、一般競争入札の対象を原則、予定価格1千万円以上の入札案件とします。このことにより、予定価格が1千万円未満の入札案件であっても一般競争入札となる場合があります。